

横浜市立大学附属市民総合医療センター
滅菌業務等委託仕様書

この仕様書は、医療器材及び衛生材料の安全で確実な洗浄・消毒・滅菌業務により、医療器材・材料の補給が迅速かつ適正に実施され、診療業務の一環として効率的・効果的に提供されることを目的とする。なお、本仕様書に記載した内容は、現在検討中のものも含まれるため、本件のプロポーザルのみの設定条件とし、必ずしも将来の業務実施に係る条件となるものではありません。

1 履行場所

横浜市南区浦舟町四丁目 57 番地
横浜市立大学附属市民総合医療センター内（以下「病院」という。）

2 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（3 年間）

3 委託業務の基本的事項

本業務は、センター病院が手術等で使用する器材他の滅菌業務等の業務を確実かつ効率的に実施し、良質な医療サービスの提供を行うのはもちろんのこと、業務の効率化等により健全な経営を維持することを目的としています。

センター病院は、急性期病院として年間約 8,200 件の手術、約 6,200 件の血管等造影・治療、約 10,000 件の内視鏡治療を行っており、また、横浜市救急医療体制における 3 次救急医療機関の指定を受け、「地域医療最後の砦」として緊急性の高い患者さんや重症の患者さんの受入れを 24 時間体制で行っています。そのため手術等に使用する器材は迅速かつ正確な準備が不可欠ですが、術式別の基本セットだけでも 1,000 種類以上があります。さらに、重篤・重傷の患者さんの緊急手術に当たっては、セット内容の臨時変更や多数の単品追加器材が使用されることがあります。

このため、反復使用する医療器材等の分解・洗浄・組み立て・滅菌・供給等を、迅速かつ適切に実施し、手術部門の安全かつ効率的な運営を実現するため、当該業務受託者には、術式別器材に対する高い専門知識・技術を有し、また相当程度の経験を有する職員を配置できることが不可欠となります。

- (1) 消毒滅菌業務を、患者及び診療業務の一環として捉え、適切に提供すること。
- (2) 適切な人員の配置、必要な指導・監督・教育を行い、安全で確実に消毒・滅菌器材を提供すること。
- (3) 病院の医療機能を踏まえ、効率的・効果的な業務改善を行い、質の向上を図ること。
- (4) 病院との意思疎通を図り、各部署と連携して円滑に業務を遂行すること。
- (5) 災害時等の緊急時においても業務の継続的かつ安定的な提供を行うこと。
- (6) ライフサイクルコストのコスト削減のため、創意・工夫を行うこと。

4 業務内容

滅菌業務及び医療機材等に係る管理・供給業務とする。

5 業務日

病院休診日を除く毎日。ただし、休診日が 3 日以上連続する場合は、別に定めるところによる。（手術部関連業務に関しては、別に業務日を定める。）

6 主要諸条件（令和2年度実績）

- (1) 病床 : 726 床
- (2) 1日平均外来患者 : 約 1,800 人
- (3) 診療科 : 35 科（疾患別センター : 10、専門診療科 : 25）
- (4) 手術室 : 19 室（中央手術室 : 13 室、外来手術室 : 6 室、ハイブリッド手術室 1 室）
- (5) 手術件数 : 約 8,200 件／年
- (6) 内視鏡部取扱件数 : 約 10,000 件／年
- (7) 血管撮影室等取扱件数 : 約 6,200 件／年

7 滅菌業務（滅菌・洗浄等供給管理業務）

(1) 業務遂行義務

受託者が、滅菌業務が感染防止及び衛生管理上重要な義務であることを認識し、医療ほか業務に関係する法律および医療法施行令（昭和 23 年政令 326 号）、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）、厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）ほか業務に関係する法令・通知を遵守し、適正に業務を行うこと。

特に、エチレンオキシド等の特定化学物質及びその他の有毒物（以下「有毒物等」という）を取り扱う業務については、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質等障害予防規則等の関係法令を遵守すること。なお、上記関係法令等に添って別途自主基準・安全衛生管理体制を確立し、病院の承認のもと、誠実に遵守するとともに、仕様書及び滅菌室運営管理マニュアル等に従い、誠実に業務を遂行すること。

滅菌室運営管理マニュアルについては、仕様書に基づき、業務ごとに詳細な作業手順を記載して受託者が作成し、病院が承認したものとする。なお、業務の変更を反映した更新を速やかに行うこと。

(2) 取扱対象物品

- ア 小・中試験管、プラスチック角蓋（以下「臨床検査部対象物品」という。）
- イ 医療器材・診療材料・病棟・外来所有器材（以下「病棟・外来対象物品」という。）但し、詳細は病院が指定する。
- ウ 超音波ネブライザー、呼吸器関連器材等（以下「回路等洗浄対象物品」という。）
- エ 薬液等の空瓶・中栓・キャップ、与薬カート及び引き出し並びにカセット、秤量皿、調剤用カゴ及びトレイ、製剤関連機材（共栓シリンダー、ビーカー、マグネチックスターラー、分注用チューブ、分注器）（以下「薬剤部対象物品」という。）
- オ 各外来、中央手術室、外来手術室及び放射線部等におけるスリッパ（以下「洗浄対象スリッパ」という。）
- カ 手術部所有器材、麻酔用器材及び気管支鏡・咽頭ファイバースコープ、経食エコー（以下「手術部洗浄対象物品」という。）
- キ 手術における借用器械（以下「借用器械洗浄対象物品」という。）
- ク 使用した救急カートにある器材（喉頭鏡ブレード等）の洗浄またはアルコール清拭を行う。

(3) 滅菌対象物品について

臨床検査部対象物品の一部、病棟・外来対象物品の一部、医療器材・診療材料及び回路洗浄対象物品の一部、手術部洗浄対象物品の一部、薬剤部対象物品の一部のことをいう。

(4) 各種諸元

ア 滅菌室設備

- (ア) 高圧蒸気滅菌装置 (容量約 1,150 リットル) : 6 台
- (イ) 酸化エチレンガス滅菌装置 (容量約 130 リットル) : 1 台
(院内設備による滅菌業務が不足する場合は、院外設備での滅菌業務を行うこと。)
- (ウ) 残留ガス除去装置 (エアレーター) (容量約 600 リットル) : 1 台
- (エ) 手動式超音波装置 : 3 台
- (オ) 内視鏡洗浄消毒器 : 1 台
- (カ) 大型乾燥機 : 3 台
- (キ) 全自動超音波洗浄装置 (4 槽式) : 1 台
- (ク) ウォッシャーディスインフェクター (単槽式) : 1 台
- (ケ) 過酸化水素低温ガスプラズマ滅菌装置 (100 リットル) : 2 台
- (コ) 低温乾燥機 : 3 台
- (サ) 一般用流し台 (3 槽) : 3 台
- (シ) 一般用流し台 (2 槽) : 3 台
- (ス) 一般用流し台 (単槽) : 1 台
- (セ) 超音波流し台 : 1 台
- (ソ) 管状器具洗浄装置 : 1 台
- (タ) 卓上型滅菌器 (容量約 5 リットル) : 2 台
- (チ) 真空超音波洗浄機 : 1 台

イ 滅菌倉庫 (本館地下 1 階)

- (ア) 清潔エリア : 約 97 m²

ウ 中央手術室の洗浄室設備

- (ア) 一般用流し台 : 3 台 (うち 1 台は麻酔器材用)
- (イ) 汚物用流し台 (単槽) : 2 台
- (ウ) 単槽式超音波洗浄装置 (夜間・休日対応) : 2 台
- (エ) 高圧蒸気滅菌装置 (ハイスピード型) : 1 台
- (オ) 乾燥機 : 1 台

エ 回収・供給対象部署数

- (ア) 外来対象物品 (検査部門含む)
各外来 : 22 箇所
- (イ) 臨床検査部対象物品
5 階臨床検査部内臨床微生物検査室
- (ウ) 病理部対象物品
5 階病理部、地下 1 解剖室
- (エ) 病棟対象物品及び回路洗浄対象物品 (定数補充、検査部門含む)
各病棟 : 22 箇所
- (オ) 薬剤部対象物品
各部署。但し、詳細は病院が指定する。

オ 予定処理件数

- (ア) 臨床検査部対象物品
 - a 小・中試験管 : 約 10 本/日
 - b プラスティック角蓋 : 約 25 枚/日その他、詳細は病院が指定する。
- (イ) 滅菌対象物品 (但し、上記 (ア) 以外の外来で使用した物品の洗浄を含む)

- a 病棟・外来・検査部門：約 15,000 件／月
- b 病棟・外来・検査部門所有器材（滅菌依頼器材）：約 3,000 件／月
- c 手術室分：約 18,500 件／月（借用器械約 11,000 件／月を含む）
- d 院内加工品（のべ件数）：約 3,500 件／月
- e 術式別基本セット：約 1,000 件（別紙 3「術式別基本セット」の通り）
- (ウ) 回路洗浄対象物品
 - a 呼吸器回路セット：約 60 セット／日
 - b 超音波ネブライザーセット：約 20 セット／日
 - c その他：40 件／日
- (エ) 薬剤部対象物品
 薬剤部製剤化学療法支援室・調剤室、各外来・各病棟から回収した使用後の薬剤部対象物品一式
 - a 薬瓶等：約 50 本／月
 - b カゴ・トレイ類：約 300 枚／月
 - c 共栓シリンダー：約 10 本／月
 - d ビーカー：約 10 本／月
 - e マグネチックスターラー：約 2 個／月
 - f 分注用チューブ：約 2 本／月
 - g 分注器：約 3 セット／月
- (オ) 洗浄対象スリッパ
 - a 約 1,600 足／月
- (カ) 内視鏡洗浄対象物品
 - a 内視鏡：約 50 本／日
 - b 鉗子・他：約 20 本／日

(5) 業務内容

受託者は、当該業務が感染防止及び衛生管理上重要な業務であることを認識して、以下の業務を行うこととする。また、受託者は業務を行う際、病院の院内感染対策の基本である標準予防策（スタンダード・プリコーション）及び感染経路別予防策（トランスミッションベース・プリコーション）の概念を遵守すること。

- ア 受託者は、安全衛生管理の具体的実施計画及び受託業務の処理形態・体制等について半年毎に見直しを行い、改善の有無を病院に報告すること。
- イ 受託者は、洗浄・滅菌等に使用する作業場所について常に清潔な状態に保つよう努めること。
- ウ 受託者は、業務を履行するに際して、必要な消耗品の在庫管理を行う。なお、この際病院の指定する所定の手続きを行うこと。
- エ 病棟・外来対象物品について
 受託者は、病院の設備である滅菌室設備を使用して業務を履行すること。
- オ 臨床検査部対象物品について
 - (ア) 受託者は、病院の設備である本館 5 階臨床微生物検査室及び臨床検査部設備を使用して業務を履行すること。
 - (イ) 洗浄した臨床検査部対象物品の一部を滅菌室へ搬送する。但し、詳細は病院が指定する。
- カ 回路洗浄対象物品について
 - (ア) 受託者は、病院の設備である滅菌室設備を使用して業務を履行すること。
 - (イ) 各部署で必要とされる在庫量は、病院が定め、受託者は使用した分を補充する。

なお、病院休診日を含む期間の各部署における在庫量については、各部署と病院が行う。

- (ウ) 各部署からの回収及び各部署への供給は、原則として病院休診日を除く毎日午前 8:30～午後 5:15 までの間で定時に行う。但し、休診日が 3 日以上連続する場合は、1 日以上を稼働日とする。詳細は、別途病院と受託者にて協議のうえ決定する。
- (エ) 業務時間は、原則として病院休診日を除く毎日午前 8:30～午後 5:15 までとする。
- (オ) 各部署から回収した回路洗浄対象物品は、種類別等に仕分けした後、洗浄・消毒・乾燥を行う。

キ 薬剤部対象物品について（洗瓶業務）

- (ア) 受託者は、病院の設備である本館地下 1 階薬剤部内設備を使用して業務を履行すること。
- (イ) 受託者は、薬剤部対象物品を洗浄する。
- (ウ) 受託者は、病院の薬剤部業務に支障を来さないよう常に十分な薬剤部対象物品を用意すること。
- (エ) 業務時間は、原則として病院休診日を除く毎日午前 8:30～午後 5:15 までとする。

ク 洗浄対象スリッパについて

- (ア) 受託者は、中央手術室の病院の設備を使用して業務を履行すること。
- (イ) 受託者は、洗浄対象スリッパを回収し、洗浄・乾燥後は当該部署へ搬送すること。但し、洗浄場所等詳細は病院が指定する。
- (ウ) 業務時間は、原則として病院休診日を除く毎日午前 8:15～午後 5:00 までとする。但し、休診日が 3 日以上連続する場合は、1 日以上を稼働日とする。詳細は、別途病院と受託者にて協議のうえ決定する。

ケ 手術部洗浄対象物品について

- (ア) 受託者は、以下の業務を履行すること。
 - a 手術部所有器材（借用器械も含む。）の術後器材カウント・回収・洗浄・組立業務
- (イ) 受託者は、以下の業務を病院職員と協力して履行すること。
 - a 滅菌室から供給された既滅菌器材の収納
 - b 借用器械の受払い
 - c 術後器材カウントは、手術部担当者より各種伝票と共に引き継ぎ、病院の指示の通り適切な方法で仕分けた上で安全に滅菌器材管理室に搬送する。
- (ウ) 受託者は、手術部及び滅菌室それぞれの病院の設備を使用して業務を履行すること。
- (エ) 業務時間は、原則として病院休診日を除く毎日午前 8:30～午後 9:00 までとする。但し、土曜日のみ午前 8:30～午後 1:30 までとする。（術後器材カウントは除く。）なお、(ア)－a 組立業務については、午後 5:15～午後 7:00 までとする。(イ)－b については午後 5:15～午後 11:00 までとする。但し、休診日が 3 日以上連続する場合は、1 日以上を稼働日とする。詳細は、別途病院と受託者にて協議のうえ決定する。

コ 借用器械洗浄対象物品について

- (ア) 受託者は、病院に代わり借用器械の受け払いを行うこととする。受付時間は、原則として病院休診日を除く毎日午前 8:30～午後 5:15 までとする。
- (イ) 原則として借用器械は、使用予定日の前日正午までに納入したもののみ、事前洗浄を行う。それ以降は滅菌のみ行うこととする。
- (ウ) 借用器械の受け払いは、使用日時及び患者名の情報が明確なもののみとし、情報が不明な器械の受け払いは行わないこととする。

サ 滅菌対象物品について

(ア) 搬送品目

a 約 3,600 品目

(イ) 搬送対象部署

a 本館 41 ヶ所、救急棟 6 ヶ所

- (ウ) 受託者は、病院の設備である滅菌室設備を使用して業務を履行すること。
- (エ) 病院は、滅菌倉庫を医療器材・診療材料の管理スペースとして、受託者に貸与する。
- (オ) 受託者は、滅菌処理の精度チェックを常時行い、定時的に病院に報告すること。
- (カ) 各部署で必要とされる在庫量を定め（以下「定数」という。）、定時に回収して使用した分を補充する。なお、定数は原則として3日分とする。
- (キ) 各部署からの回収及び各部署への供給日と回数は、原則として病院休診日を除く毎日午前8:30～午後6:30までの定時に行く。但し、休診日が3日以上連続する場合は、1日以上を稼働日とする。詳細は、別途病院と受託者にて協議のうえ決定する。
- (ク) 業務時間は、原則として病院休診日を除く毎日午前8:30～午後5:15までとするが、滅菌室装置等の設備の始動は午前8:00からとする。なお、一部の業務（手術部使用器材の洗浄、滅菌等）については概ね午後11:00までとなるが、状況に応じた業務時間の具体的な変更についてはその都度病院と受託者にて協議のうえ決定する。更に手術室の運営方針又は手術に要する時間に依存して発生する業務時間等の変更についてもその都度病院と受託者にて協議のうえ決定する。
- (ケ) 各部署から回収した医療器材及び病棟・外来所有器材は、セット別、単品別、手術器材別に仕分けした後、洗浄・滅菌する。また回収器材の管理方法は、バーコード等システムを用いて数量管理を簡便に行えるように整えること。病院側と協議の上、滅菌対象物品の効率的な管理方法を提案し実施すること。
- (コ) 洗浄・滅菌した医療器材のうち、手術器材については、自社の管理システムを用い滅菌業務に併せて術式別の医療器材等の術前準備や管理作業を行うこととともに滅菌期限管理、所在確認を行う。また、病院が委託している「公立大学法人横浜市立大学附属2病院診療材料等の物品管理・搬送等業務委託」（SPD業務委託）と整合性を保って行う。但し、詳細は病院が指定する。
- (カ) 診療材料については、必要な加工を施した後滅菌する。
- (シ) 滅菌した医療器材は、滅菌室内の既滅菌エリアで保管する。但し、当該エリアに収納できない余剰分の保管スペースは、滅菌倉庫内清潔エリアとする。
- (ス) 滅菌対象物品は、滅菌後それぞれ各部署へ搬送する。但し、搬送先等詳細は病院が指定する。
- (セ) 各部署の棚卸については、原則3か月に1回実施し、滅菌対象物品の保管状況管理・使用期限チェック等は定期的に行う。なお、実施にあたっては、実施手法、計画について病院と協議し、病院の指示に従うこと。

シ 内視鏡室洗浄業務について

- (ア) 受託者は、気管支鏡・経食道エコー・内視鏡等の回収・洗浄・消毒・一部供給を行うものとする。また、内視鏡室等所有器材については、内視鏡室設備を使用して業務を履行すること。

原則として内視鏡室での業務時間は、病院休診日を除く毎日午前8:30～午後8:00までとする。但し、詳細は病院が指定する。

- (イ) 内視鏡室等所有器材については、内視鏡室設備を使用して業務を履行すること。
- (ウ) 内視鏡室の設備：検査室8室、エンドクレンズ7台を置く。

- (エ) 内視鏡室の洗浄対象物品
気管支鏡、経食道エコー、内視鏡：約 50 本／日

(6) その他業務

- ア 受託者は、受託業務の履行に先立って、定期的又は定時的に行う生物学的試験・化学的試験・生菌等による検査等の安全衛生管理に係る具体的実施計画について文書をもって病院に提出し、病院の承認を得なければならない。
- イ 受託業務を履行するための物品管理システムは、受託者が用意し、係る費用は契約額に含める。
- (ア) 受託者は、適正管理を確実に実現するため、コンピュータシステムを有効に活用して需要供給量等のデータ収集、統計分析等を行うものとする。
- (イ) 受託者の所有するコンピュータシステムは、病院の要求する経済的・効率的な供給管理及び分析等を迅速かつ確実に処理できる機能を有しているものとする。
- (ウ) 受託者は、病院の施設内設備の最大限有効な活用を図って病院が求める供給管理実現のための手法を立案・提示し、病院と受託者にて協議のうえ決定する。
- ウ 取扱対象物品の回収・供給に使用するカートや物品収納棚については、原則として病院が負担する。また、受託者が受託業務履行上用意する管理用機器及び什器備品並びに専用電話回線等の設置や維持に要する費用は、受託者が負担する。

(7) 滅菌業務の履行に関する留意事項

- ア 滅菌業務については、従事者のうち最低一人は、病院と同規模（726 床、手術室 19 室他）の病院における実務経験が 3 年以上ある者とする。
- イ 滅菌等装置の操作及び日常保守等の関係上、従事者のうち最低一人は、「普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者」の資格、酸化エチレンガス滅菌器については「特定化学物質作業主任者」の資格を有するものとする。
- ウ 業務日誌の記録と定期的な業務報告をするものとする。またインシデント、事故発生時には速やかに病院に報告するものとする。
- エ 病院の施設内設備機器等が不調を来した場合は、速やかに病院に通知するものとする。
- オ 何らかの事由で病院の滅菌室における滅菌業務の履行が不可能になった場合は、受託者は、原則として受託者の自社滅菌センター等の院外設備を用いて滅菌業務を継続し、病院の病院運営に支障を来さないようにするものとする。なお、災害防止等のため必要があると認めるときは、委託契約約款第 23 条（臨機の措置）を適用する。
- カ 受託者は、病院の認める消毒・滅菌業務標準作業書による誠実な業務遂行を促進するため厚労省の基準にしたがった自主基準書を作成し、病院に提出する。

8 医療器材等に係る管理・供給業務の内容

(1) 搬送品目

- ア 医療器材：16 品目（別紙 1 「医療器材室搬送品目」の通り）

(2) 搬送対象部署

- ア 医療器材：病院内の全部署

(3) 供給・補助業務

- ア 医療器材の把握

- (ア) 医療器材〔以下、当院使用の主な器材〕①車いす、②ストレッチャー、③エアーマット、④ナースコールマット、⑤離床センサー（転倒むし）、⑥テストール、

⑦点滴台等の台数及び所在を自社の管理システム等により把握する。

イ 医療器材等管理・供給

- (ア) 医療器材等についての貸出・搬送・回収・消毒・清掃・点検・修理（一次修理、外部依頼）・報告の業務を行う。（管理対象器材は別紙2「管理対象器材一覧」の通り）
- (イ) 医療器材等の各部署への搬送と回収は、医療器材室への部署からの依頼により行う。
- (ウ) 搬送と回収は、病院休診日を除く毎日、業務時間内に行う。
- (エ) 基本的な業務時間は、午前8:30～午後6:00とする。
- (オ) 総合案内貸出用車椅子の点検を週1回行う。点検内容については、別途病院と受託者にて協議のうえ決定する。
- (カ) 医療器材室での管理対象器材の変更、運営方法の変更は、別途病院と受託者にて協議のうえ決定する。また受託者は、定期的に効率的な管理方法等を提案すること。

9 受託会社の責務

受託者は、責任者を定め、下記の責務を果たすこと。

- (1) 受託者は、委託業務を円滑に実施できるよう、病院及び提携会社との連携・調整を図ること。
- (2) 受託者は、委託業務の重要な変更を行う際、別途病院と協議のうえ決定すること。
- (3) 病院に対し、委託業務状況の実績報告を定期的（年2回）実施すること。
- (4) 受託者は、契約締結にあたり病院からの要求があった場合には、財務資料等の業務上必要な資料の提出を行うこと。

10 再委託

- (1) 受託者が業務の一部を委託により実施する場合には、病院の承認を得て実施すること。
- (2) 受託者は、他業者との間に交わした契約書類等、業務提携を行うことが明記されている書類の写しを病院に提出すること。

11 引継業務

- (1) 契約期間満了又はその他の事情により受託者が変更となる場合は、スムーズな業務移行が完了するまでの期間として、最低3ヵ月の間、移行補助を行うなど業務移行に支障のない様協力するものとする。
- (2) 業務移行にあたり、病院の各部門に混乱が生じないように、現地調査等に最大限の協力し、新たな受託者が現行の運用を十分に把握し、効率的な業務移行及び運用開始ができるように努める。
- (3) 業務に伴い作成したマスタ及びデータ等は、全て病院の財産として、無償で引き渡すこととする。

12 研修の実施

受託者は、従業員の資質の向上と業務を的確かつ安全に行うための研修を実施する。研修内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 滅菌室の役割と滅菌業務の意義
- (2) 洗浄・消毒・滅菌の意義と感染防止
- (3) 医療器材、診療材料等の名称、機能及び使用目的
- (4) 滅菌装置の機能とその取扱い方

- (5) 品質管理
- (6) 滅菌業務における経済的・効率的な運用
- (7) 病院「総合マニュアル」
- (8) 接遇と患者サービス
- (9) 感染対策マニュアル
- (10) 業務上知り得た秘密の守秘義務
- (11) 横浜市個人情報保護に関する条例
- (12) 安全管理に関する院内対応に関すること
- (13) 病院が指定した院内研修

13 監督責任者の業務

受託者は、従業員の監督と受託業務の円滑化のために、監督責任者1名以上を定め、病院に届けるものとする。なお、監督責任者は次の業務を実施するものとする。

- (1) 業務運営に関する物品管理担当、看護部、部署間等との調整
- (2) 日常業務の点検・監督
- (3) 業務日報、月報の作成と提出
- (4) 従業員の資質の向上（個人の能力に合わせた育成）
- (5) 患者、取引会社等に対するマナー教育
- (6) 従業員からの業務改善提案の受理とまとめ
- (7) 病院との定例会議の開催
- (8) 病院職員との連携による問題点の早期解決
- (9) 従業員の能力育成、健康管理
- (10) 業務にかかわる安全管理

14 災害時等の対応

- (1) 災害等緊急時において、受託者はでき得る範囲で速やかに人員を配置させ、当該業務を円滑に遂行できるよう努力するものとする。
- (2) 休祭日・夜間等業務時間外に災害が発生した場合、受託者の監督責任者にあつては病院からの連絡・要請があり次第、速やかにその指示に従うものとする。ただし、本人が負傷した場合もしくは他で人命救助に従事している場合等、やむを得ない場合、受託者は、監督責任者の代理が務まる要員を病院に派遣するものとする。
- (3) 災害等緊急時の体制及び経費等詳細については、別途病院と受託者にて協議のうえ決定する。

15 損害賠償等

受託者は、業務の履行に関し、受託者の責に帰すべき理由により病院に損害を与えたときは、病院と協議の上、病院の被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。また、業務の履行中、受託者の責に帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは、病院と協議の上、受託者がその通常かつ直接の損害を賠償するものとする。

16 費用負担区分

病院と受託者の費用負担は次のとおりとする。

病院の負担区分	受託者の負担区分
<ul style="list-style-type: none"> ・病院の施設で使用する業務に係る備品、消耗備品、消耗品、診療材料および医薬品 ・冷房費及び空調費 ・水道光熱費 ・業務に係る電話通信費（電話） ・施設の修繕・補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に係る滅菌機材管理システム等の導入費、設置費、運用費、保守費、点検費、更新費、修繕費、メンテナンス費 ・業務に係るすべての消耗品費（シール、用紙、事務用消耗品など） ・業務にかかわる通信連絡費（郵便等） ・人件費、福利厚生費、交通費、被服費、福利厚生費、保健衛生費用（健康診断・検診費を含む）、教育研修費、人材募集費 ・その他受託に伴う一切の費用

17 その他

(1) 接遇態度

当該業務に従事する者は、病院職員として、患者や来院者等に対する言葉遣いや接遇態度に注意し、節度ある対応をする。

(2) 従業員の変更

病院は、受託者の従業員を、勤務状態不良等の理由で、不適格と判断した場合、受託者と従業員の変更について協議する。

(3) 従業員一覧表

受託者は、契約締結後、速やかに、監督責任者を含めた従業員の氏名を記載した「従業員一覧表」を提出する。

(4) 従業員用名札

受託者は、病院が指定する写真入名札を作成し、従業員に着用させなければならない。なお、従業員雇用に伴い名札を作成した場合、その写しを病院に提出すること。また、退職した場合には、名札を病院に返却しなければならない。

(5) 院内感染対策等

ア 受託者は、業務従事者の感染症等の感染防止対策を徹底し、業務従事者が感染症に罹患した場合は、病院の規定に基づいて報告し、病院の指示による従事制限等に従うこと。また、院内感染対策と健康管理に関する教育を実施する。

イ 受託者は、従業員の健康管理のため、年1回以上の健康診断を実施する。

ウ 受託者は、一般的な健康診断の項目に加え、その受託業務内容に応じて、必要な感染症検査等（ツベルクリン反応検査・B型肝炎検査・0-157保菌検査等）を実施する。その結果は、その都度病院に報告する。

エ 検査結果により、緊急な措置が必要な従業員が判明した場合は、ただちに必要な措置を行い、その内容を病院に報告する。

(6) 個人情報に関する取り扱い

ア 受託者は、業務上で知り得た患者等に係る個人の情報を他に漏らしてはならない。

イ 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(7) その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、必要に応じて別途病院と受託者にて協議のうえ決定する。

医療器材室搬送品目

()内は現在当院で使用中の主な物品名です。

1. センサーベッド中継器
2. 褥瘡予防マット (エアーマット)
3. 離床センサーマット (ナースコールマット)
4. 離床センサー (転倒むし)
5. 衝撃緩和マット (テストール)
6. 付き添いベッド
7. 車椅子
8. サーボドレイン (ハマ)
9. 松葉杖
10. 歩行器
11. ベスポジエルクッション
12. キュブレナクッション
13. 点滴スタンド
14. 空気清浄機 (コンパクトクリーン等)
15. ガードレールパッド
16. その他 (※病院受託者の協議による)

管理対象器材一覧

No	品名	No	品名
1	アネロイド血圧計	29	離被架 (リヒカ)
2	アネロイド血圧計スタンド	30	吸引用Y字管
3	デジタル血圧計	31	吸引用減圧弁 (ハ ^o キュームレギ ^o ユレータ)
4	テルモ電子血圧計H55	32	ハマドレーン
5	体温計	33	電気毛布
6	エアーマット	34	キューブレナ
7	エアーマット (アドバン)	35	点滴スタンド
8	エアーマット (トライセル)	36	歩行器
9	エアーマット (ネクサス)	37	付き添いベッド
10	エアーマット (ビッグセル)	38	空気清浄器
11	エアーマット (ビッグセルEX)	39	空気入れ
12	エアーマット調節器	40	パンチ
13	エアーマット (インフィティ)	41	フィットフィックス
14	ガードレールパッド	42	フィットフィックススタンド ^o
15	テストール衝撃緩和マット	43	ポータブルトイレ
16	ナースコールマット	44	松葉杖
17	転倒むし (離床検知装置)		
18	転倒むし用分配コンセント		
19	赤外線センサー (離床センサー)		
20	ソフトナース		
21	ソフトナース (ナースパッド)		
22	ベスポジジェルクッション		
23	安楽物品 (体交用)		
24	車椅子		
25	車椅子 (リクライニング)		
26	車椅子 (介護専用車)		
27	ステート (膜, ｲｰﾁｯﾌﾟ)		
28	ストレッチャー		